

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	苦情処理関係ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部県民広報課	
個人情報ファイルの利用目的	苦情の調査、結果通知のため	
記録項目	1 受理番号、2 受理日時、3 受理場所、4 受理形態、5 苦情の宛先、6 受理者、7 受理時の勤務形態、8 件名、9 苦情申出者の国籍（本籍）、住所、職業、勤務先、氏名、生年月日、性別、メールアドレス、電話番号、処理結果の通知先、他の苦情申出者の有無、10 苦情申出の原因たる職務執行の日時、11 苦情対象職員、12 申出内容、13 他所属・他機関への移牒（引継）先、14 本部への受理報告、15 備考、16 処理者、17 処理区分、18 申出の事実、19 申出者への通知等、20 通知者	
記録範囲	苦情の申出者等	
記録情報の収集方法	苦情申出者及び関係者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地） 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号 (第5の1の(1)関係)

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	相談情報ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部県民広報課	
個人情報ファイルの利用目的	県内で受理した相談に関する情報を集約し、共有・活用することにより、適正な相談業務の遂行を図るとともに、犯罪等による被害の未然防止に資することを目的とする。	
記録項目	1 広聴処理票他所属からの引受年月日、2 処理所属広聴受理番号、3 受理所属広聴受理番号、4 受理者（所属・課係・階級等・氏名・職員番号・警電番号）、5 受理年月日、6 受理区分、7 種別（類型）、8 関係、9 申出者（住所・職業・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・FAX番号・メールアドレス）、10相手方（住所・職業・氏名・生年月日・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・FAX番号・メールアドレス）、11件名、12相談等の要旨、13処理内容、14所属長の具体的指示事項、15処理担当課係、16入力番号・17処理年月日、18処理経過等、19処理者（所属・課係・階級等・氏名・職員番号・警電番号）、20関係者（住所・職業・氏名・生年月日・申出者との関係・年齢・性別・電話番号・携帯電話番号・FAX番号・メールアドレス）	
記録範囲	相談事案に係る受理者、申出者、関係者及び処理者	
記録情報の収集方法	相談受理・対応	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	個人情報保護管理ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部県民広報課	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報開示請求等に関する管理のために利用する。	
記録項目	1 請求者氏名、2 受領月日、3 決定期日、4 受領所属、5 本部担当課、6 主管課、7 本部処理者、8 決定日、9 実施日、10 送付日、11 実施種別	
記録範囲	請求者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	■ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備考		

個人情報ファイルの名称	拾得物件情報ファイル
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部会計課 県下46警察署会計課（別表のとおり）
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。
記録項目	1 拾得区分、2 受理番号、3 受理方法、4 受理日時、5 受理警察署、6 受理交番等、7 公告の有無、8 公告年月日、9 取扱職員、10 拾得日時、11 拾得場所、12 拾得者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、13 届出者続柄、14 届出者氏名、15 拾得者権利区分、16 拾得者氏名等告知同意区分、17 施設占有者整理番号、18 施設占有者名称・所在地・連絡先、19 施設占有者交付受理日時、20 施設占有者権利区分、21 施設占有者氏名等告知同意区分、22 警察からの返還連絡、23 物件（現金・物品）、24 保管場所区分、25 特例施設占有者保管物件の保管場所所在地・名称・連絡先、26 移送先警察署、27 移送年月日、28 保管委託年月日、29 保管委託先氏名（名称）・住所・連絡先、30 鑑査依頼年月日、31 埋蔵文化財認定年月日、32 任意提出年月日、33 還付年月日、34 遺失者連絡状況、35 遺失者判明年月日、36 遺失者連絡日時、37 遺失者連絡方法、38 遺失届受理番号、39 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、40 払出区分、41 払出年月日、42 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先
記録範囲	拾得物件の拾得者（届出者・施設占有者を含む） 払出先となる者（遺失者を含む）
記録情報の収集方法	拾得者（届出者・施設占有者を含む）からの提出 遺失者への返還、払出手続き
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター 及び県下46警察署警務課（別表のとおり） (所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 及び県下46警察署所在地（別表のとおり）
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター (所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

個人情報ファイルの名称	遺失届情報ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部会計課 県下46警察署会計課（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	遺失物法（平成18年法律第73号）に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理方法、3 受理日時、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 遺失者住所・氏名・年齢・連絡先、8 届出者続柄、9 届出者氏名、10 遺失日時、11 遺失場所、12 物件（現金・物品）、13 遺失者連絡状況、14 遺失者連絡日時、15 遺失者連絡方法、16 処理結果	
記録範囲	遺失者（届出者）	
記録情報の収集方法	遺失者（届出者）からの提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター	
	（所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

個人情報ファイルの名称	一時預り情報ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部会計課 県下46警察署会計課（別表のとおり）	
個人情報ファイルの利用目的	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第3項に規定する所有者の判明しない犬又は猫の引取り、法第36条第1項に規定する負傷動物等の発見者の通報措置に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1 受理番号、2 受理日時、3 受理都道府県、4 受理警察署、5 受理交番等、6 取扱職員、7 発見日時、8 発見場所、9 発見者区分、10 発見者住所・氏名・年齢・保護者氏名・連絡先、11 届出者続柄、12 届出者氏名、13 警察からの返還連絡、14 物件（動物）、15 払出区分、16 払出年月日、17 払出先氏名（名称）・住所（所在地）・連絡先	
記録範囲	犬又は猫、負傷動物等の発見者（届出者） 払出先となる者（遺失者を含む）	
記録情報の収集方法	発見者（届出者）からの提出 遺失者への返還、払出手続き	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警視庁及び道府県警察本部	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	（所在地）〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター (所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	— —
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	留置情報ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部留置管理課	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者の適正な処遇及び留置事故の防止に資するために利用する。	
記録項目	1 犯歴番号、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 事件処理署、6 検挙年月日、7 指紋作成番号、8 留置日時、9 留置番号、10 処理部門、11 特異動向、12 疾病等、13 文字情報、14 検挙所属	
記録範囲	兵庫県警察に留置された者（被留置者）	
記録情報の収集方法	被留置者からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし	
備 考		

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被留置者の信書・所持金品ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部留置管理課、東灘警察署、灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎東警察署、尼崎北警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署、明石警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、飾磨警察署、網干警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、南但馬警察署、豊岡警察署、美方警察署、洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者に対する文書の発受、所持金品の保管手続きのため利用する。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 年齢、4 住所、5 電話番号、6 職業	
記録範囲	被留置者、差出人、差入れ者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり） (所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	

様式第1号（第5の1の(1)関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被留置者の面会ファイル	
行政機関等の名称	兵庫県警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部留置管理課、東灘警察署、灘警察署、葺合警察署、生田警察署、兵庫警察署、長田警察署、須磨警察署、垂水警察署、神戸水上警察署、神戸西警察署、神戸北警察署、有馬警察署、芦屋警察署、西宮警察署、甲子園警察署、尼崎南警察署、尼崎東警察署、尼崎北警察署、伊丹警察署、川西警察署、宝塚警察署、三田警察署、明石警察署、三木警察署、小野警察署、加東警察署、加西警察署、西脇警察署、加古川警察署、高砂警察署、飾磨警察署、網干警察署、たつの警察署、相生警察署、赤穂警察署、南但馬警察署、豊岡警察署、美方警察署、洲本警察署、淡路警察署、南あわじ警察署	
個人情報ファイルの利用目的	被留置者との面会者の身分、面会状況を明らかにするため利用する。	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 生年月日、4 年齢、5 住所、6 電話番号、7 家族状況、8 職業	
記録範囲	面会者	
記録情報の収集方法	本人からの聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 兵庫県警察本部総務部県民広報課県民情報センター及び県下46警察署警務課（別表のとおり）	
	(所在地) 〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号及び県下46警察署所在地（別表のとおり）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	条例要配慮個人情報の規定なし
備 考	